

○法務省令第六号

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第六条第四項の規定に基づき、旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

法務大臣 千葉 景子

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則の一部を改正する省令

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則（昭和三十六年司法試験管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第二編第十章保険及び」を削る。

附 則

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。